

## 令和元年度第2回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 令和元年7月3日（水） 午後1時56分開会 午後2時15分閉会

●開催場所 本館2階応接室

○事務局 配布資料の確認。レジュメ、募集要項・仕様書・審査の流れ及び審査方法が一冊。

○委員長 前回の選定委員会で委員から生涯学習センター利用者における市内・市外の内訳を教えてほしいとの要望があったので、生涯学習課から説明を受けたい。

○生涯学習課 平成30年度の市内の利用者は約6万人、市外の利用者は約5千人。

○委員長 続いて、公募の有無、指定期間、指定管理料を決定していく。公募を行い、指定期間2年間、指定管理料は、前回選定時は初年度〇〇〇円、2年総額で〇〇〇円であったところ、今回は年〇〇〇円、2年総額で〇〇〇円という提案だった。これらの提案内容に対し何か意見や質問は。

○委員 なし。

○委員長 それでは所管課の提案どおり、指定期間は2年間、指定管理料は年〇〇〇円と設定し、公募を行うということによいか。

○委員 はい。

○委員長 それでは、ただいま公募を行うということで決定したので、引き続き募集要項及び選定方法について、生涯学習課からの説明をお願いしたい。

○生涯学習課 まず資料1の募集要項案。1番の施設の概要はご覧のとおり。2の指定管理者が行う業務は、指定管理者が管理運営を行うにあたり、施設の運営、施設の管理、施設の目的に合った自主事業の実施など遵守すべきことを明記している。3の管理基準は、開館時間及び関係法令の遵守について明記をしている。4の指定期間は令和2年4月1日からの2年間とし、5の応募資格については、応募者は法人その他の団体として、個人での応募は受け付けないこととして下記項目に該当する者も応募することができない。6提出書類は、1から11までの書類を市に提出してもらう。7の審査及び選定の基準は4ページの審査項目に基づき第1次審査書類選考と第2次審査プレゼンテーションを行う。次に8指定管理料は〇〇〇円以内を見込んでおり、指定管理料の具体的な金額及び支払方法については、申請者が提出した事業計画、内容等を踏まえ、それまでの運営実績や市の財政状況などを総合的に考慮しながら指定管理者と協議・検討の上、年度協定書で定める。9の使用料の取扱いは条例に基づき行っていく。10の指定管理者と市の責任分担はこの要綱の10ページにある別表のリスク分担表のとおり。次に11事業報告、調査等は、毎年度終了後に事業報告を受けるものとして、市または監査委員が必要に応じて調査等ができることとしている。次に12公募のスケジュールは、今回お配りしている内容と異なり、募集要項を令和元年8月13日火曜日から配布して、施設の現地説明を生涯学習センターで令和元年8月29日木曜日に開催する。申請書の受付は、令和元年8月13日火曜日から9月17日火曜日までと変更している。次に資料2は、現行の仕様書を添付している。資料3は流れについて。資料4選定に係る審査方法は、第1次審査に書類審査、第2次審査にプレゼンを行い、総合点で優先候補者を決定する。提出書類の記載事項をもとに、管理運営方針・運営体制・事業計画・収支計画などについて点数評価を行う。選定基準の5項目の中では事業計画を重視している。第1次審査

を50点、第2次審査を80点、合計で130点満点。各項目の点数は、5点満点で3点を基準とし、優れている場合には加点、劣っている場合は減点してもらう。選定基準項目案については、具体的な審査内容と着眼点を掲載している。1の管理運営方針では指定管理を受けるに当たり、当該施設が公共施設として果たす役割や目的を理解しているかを審査する。2の運営体制は、施設運営のための人員配置や責任者を含め、適切な職員体制であるか、また運営に必要な研修は計画されているかを審査する。3の事業計画は、9項目にわたり利用者・関係団体との連携、事業や施設維持の考え方を審査する。4の収支計画、5のその他は、申請団体から提出された書類をもとに、収支計画の妥当性や経営状況、個人情報保護、法令遵守の規定について審査する。なお基準点については、およそ6割以上としている。3ページには第1次評点表案と、4ページに第1次評価基準例を掲載している。第1次審査の手順は、申請者が提出した申請書と第1次評点表を9月20日金曜日前後に各委員に渡すので採点をお願いしたい。採点が終わったら教育委員会または生涯学習課に連絡してもらえば回収に伺う。

○委員 今の説明について何か質問や意見があれば。応募者がたとえば1社しかなかった場合、あるいは何もなかった場合も想定される。まず応募者が1社の場合、今までやっている西日本医療が応募してきた場合、基準点をここが上回れば、もうプレゼンなしでお願いしてよいか。

○委員 はい。

○委員 そして基準点を下回った場合だが、このときに再募集するか直営でやるかということだが、いきなり直営というのは。

○委員 まず再募集。

○委員 その場合は再募集を行うということにしたい。

○委員 その時点で再募集は間に合うのか。

○生涯学習課 再募集をすると12月の議会上程に伴って日程等調整できない可能性が高いのではないか。

○事務局 指定業者が変わるということ想定し、事務引き継ぎのために3か月の期間をとっているということもあり、さくら館の例でも3月に上げたこともあるので、西日本医療1社だけで基準点下回ってそれで再募集という場合でも、最悪3月議会でも西日本医療が改善してもらえて委員の承認がもらえれば、極端な話3月でもスケジュール的には構わない。

○委員 そういうことならやはり再募集すべきだと思うので、下回った場合は再募集と。

○委員 もし再募集してもうまくいかない場合もあり得ると思うのだが、その場合に1年間だけ延長することは可能なのか。

○事務局 可能は可能ではあるが、本来直営すべき公共施設を、市民サービスの向上と経常経費を削減するために指定管理するわけなのだが、その基準を満たさないその程度にもよるが、どういったことが原因なのか、その補えない部分があれば、こちらの方である程度基準なり要件を見直すことも可能であると思う。金額についてはなかなか厳しいのだが。そういったことをしながらでも、直営がもしそれが時間的にできないのであれば、休止といったことも選択肢としては考えられる。

○委員 そういう最悪の場合も想定しておかなくてはならないと思うが、そのときは選定基準を見直してもう一度やってみるというのが一番現実的だろう。もし西日本医療の場合なら

今までもずっとやってきているので、基準点を下回るということはありませんと思うが、万が一に備えてまずは再募集をして、再募集で決まらない場合は選定基準の見直しを図るという形でよいか。

○委員 はい。

○委員長 もうひとつ考えられるのが応募者が1社で西日本医療でない場合、新規の事業者が手を挙げた場合だが、この場合は基準点を上回ったら2次審査に進んでいくと。基準点を下回った場合これも再募集・直営という判断があるのだが、この場合にも同じような形で再募集を行うということ。またそれでもダメな場合は選定基準の見直しが必要になってくるかもしれないが、現時点ではそういう方向でいきたい。応募者ゼロの場合も想定されるのか。

○委員 西日本医療も、もともと2年前に方向性を決めるということで、継続という形で随契をやっている。今回はこのご時世で随意契約というのはなかなか難しいというところは当然入ってくるので、今回公募でということは当然西日本医療にも伝えているので、感触としては挙げてもらえるのではないかと考えている。ゼロということはないのかなと。ふたを開けないとわからないが。

○委員 明確に向こうから、今回は辞退するという話はないということか。

○委員 それはない。

○委員長 それに期待して、それは考えなくていいと。ゼロの場合でも、もう一回再募集について考えてみるということにしたらい。そういうことで所管課の提案どおり今の段階では決定したいと思う。生涯学習課においては、さっそく公募に向けての準備を進めていただきたい。今後の日程について事務局から説明を。

○事務局 広報及びホームページによる周知期間を経て、8月下旬に施設現地説明会を行い、9月中旬まで募集期間を設けたのちに、応募業者からの申請書類と1次書類審査のための評点表を、生涯学習課の方から各委員に配ることになっている。その後、応募業者数に応じて10月中に1回ないし2回の選定委員会を開催し、候補者の選定を行っていきたいと考えている。